

○農林水産省告示第一号
環境省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十八条
第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する
同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和六年四月二日

二
一
名称 大川食品工業株式会社
住所 大阪府大阪市港区南市岡三丁目五番二十一号

農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
伊藤信太郎
齋藤 健
坂本 哲志

三二一		三二二		三一二		三一		当該認定を取り消した特定容器の種類
素材	ガラス	素材	ガラス	素材	ガラス	素材	ガラス	当該認定を取り消した特定容器の種類
色	緑色 <th>色</th> <td>無色<th>色</th><td>無色<th>容 量</th><td>二〇〇ミリ<th>当該認定を取り消した特定容器の種類</th></td></td></td>	色	無色 <th>色</th> <td>無色<th>容 量</th><td>二〇〇ミリ<th>当該認定を取り消した特定容器の種類</th></td></td>	色	無色 <th>容 量</th> <td>二〇〇ミリ<th>当該認定を取り消した特定容器の種類</th></td>	容 量	二〇〇ミリ <th>当該認定を取り消した特定容器の種類</th>	当該認定を取り消した特定容器の種類
ガラス	森永乳業株式会社	ガラス	無色	ガラス	無色	容 量	二〇〇ミリ	当該認定を取り消した特定容器の種類
無色	東京都文京区向丘一丁目一番十五号	無色	二〇〇ミリ	無色	二四四	重 量	二四四	当該認定を取り消した特定容器の種類
七二二〇ミリ	七二二〇ミリ	七二二〇ミリ	リツトル	七二二〇ミリ	グラム	用 途	牛乳飲料・酸乳飲料	当該認定を取り消した特定容器の種類
グラム	グラム	グラム	二四四	グラム	二四四	形 状	牛乳飲料・酸乳飲料	当該認定を取り消した特定容器の種類
牛乳用	牛乳用	牛乳用	形 状	牛乳用	形 状	形 状	牛乳飲料・酸乳飲料	当該認定を取り消した特定容器の種類
平成十三年五月農林水産省告示第一号	平成十三年五月農林水産省告示第一号	平成二十四年七月経済産業省告示第三号	平成二十四年七月経済産業省告示第三号	厚生省告示第四号	農林水産省告示第三号	農林水産省告示第三号	通商産業省告示第三号	当該認定を取り消した特定容器の種類
図第十七のとおり	図第一のとおり	図第一のとおり	図第一のとおり	図第三十一のとおり	図第三十一のとおり	図第三十一のとおり	図第三十一のとおり	当該認定を取り消した特定容器の種類